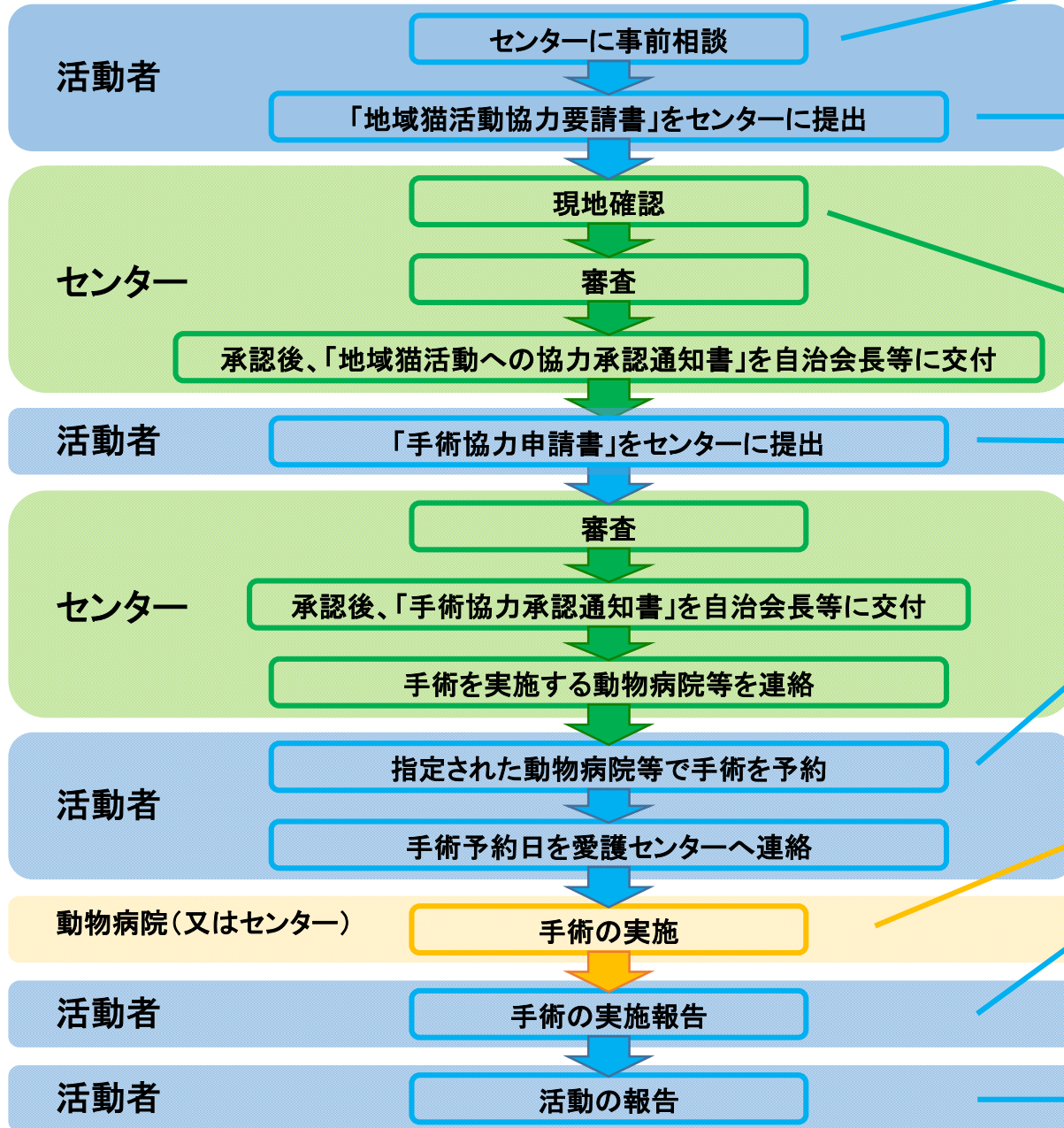


# 地域猫活動の手続きの流れ



・書類の提出前に必ず、センターにご相談ください。

- ①「実施地区の長である自治会長等」又は「地域猫活動を行おうとする自治会等に所属する住民である活動者」が申請手続きを行ってください。
- ② 猫ごとの個体識別ができる写真及びエサ場でエサを食べている頭数分の写真が必要です。
- ③ 活動地域の地図では、エサ場やトイレを設置する場所を示し、活動地域を線で囲ってください。

・現地では、自治会長等又は自治会等に所属する住民である活動者に立会いしていただき、管理状況等を確認します。

- ① 自治会長等が地域猫活動協力要請書をセンターに提出しており、承認されていることが、条件となります。自治会長等又は自治会等に所属する住民である活動者が申請手続きを行ってください。
- ② 添付資料として、予め動物愛護センターに提出している「地域猫活動協力要請書」の写しが必要です。

- ① 活動者と動物病院(又はセンター)で手術のスケジュールを調整してください。
- ② スケジュールが決まり次第、動物愛護センターへ連絡してください。

- ① 動物病院へ「手術協力承認通知書」を提示してください(センターで実施の場合不要)。
- ② 「管理している猫の一覧」と「写真添付票」の写しを提出してください。  
※猫を元の場所に戻す際に当該猫の写真を撮影し、管理している猫の一覧の写真添付票に添付してください。

- ① 翌月10日までに「手術実施報告書」をセンターに提出してください。
- ② 添付資料として「管理している猫の一覧」の写しと「写真添付票」の写しが必要です。

・自治会長等又は自治会等に所属する住民である活動者が、必要な報告手続きを行ってください。

- ①手術完了報告書 ②内容変更届出書 ③廃止届出書 ④手術実施報告書

※管理している猫の一部を自費で手術をした場合、手術前に譲渡や見かけなくなった場合も、報告が必要です。